

株券等の5日目決済及び期間売買停止の廃止等に伴う業務規程等の一部改正について

目 次

(ページ)

1. 業務規程の一部改正新旧対照表	1
2. 受託契約準則の一部改正新旧対照表	4
3. 立会外市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表	7
4. 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	8
5. 呼値に関する規則の一部改正新旧対照表	11
6. 呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表	13
7. 立会外市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	15

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買の種類)</p> <p>第10条 売買立会による売買の種類は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める取引とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第3条第1項第2号、第4号及び第5号、第7号から第12号までに掲げる有価証券並びに指標連動型投資信託受益証券 a・b (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 普通取引は、売買契約締結の日から起算して4日目(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日に決済を行うものとする。</p>	<p>(売買の種類)</p> <p>第10条 売買立会による売買の種類は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める取引とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第3条第1項第2号、第4号及び第5号、第7号から第12号までに掲げる有価証券に指標連動型投資信託受益証券 a・b (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 普通取引は、売買契約締結の日から起算して4日目(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日に決済を行うものとする。<u>ただし、次の各号に掲げる日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して5日目の日に決済を行うものとする。</u></p>
<p>(削る)</p>	<p><u>(1) 第18条第1項の規定により配当落(配当(剰余金の配当をいう。)には、投資信託受益証券及び外国投資信託受益証券の収益分配、投資証券及び外国投資証券の金銭の分配並びに受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券の信託財産に係る給付金を含む。以下同じ。)又は権利落として定める期日</u></p>
<p>(削る)</p>	<p><u>(2) 第19条の規定により内国法人の発行する株券について、取得対価の変更(取得請求期間の中断を含む。以下同じ。)として定める期日、外国株預託証券について、表示株式数(1預託証券に権利が表示される株式の数をいう。以下同じ。)の変更として定める期日</u></p>
<p>(削る)</p>	<p><u>(3) 第20条の規定により行う外国法人の発行する有価証券の権利預り証付売買の最終日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)</u></p>
<p>(削る)</p>	<p><u>(4) 第1号に定める期日以外の日で、内国法人の発行する株券、優先出資証券及び投資証券について、株式会社証券保管振替機構(以下「保管振替機構」という。)において社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)に基づく総株主通知(総優先出資者通知及び総投資主通知を含む。)が行われる場合は、当該総株主通知に係る株主(優先出資者及び投資主を含む。)を確定するための期日の3日前(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日(当該期日が休業日に当たるときは、当該期日の4日前の日)</u></p>

<p>(削る)</p>	<p>(5) <u>投資信託受益証券について、保管振替機構において受益者登録請求の取次ぎが行われる場合は、当該受益者を確定するための期日の3日前の日（当該期日が休業日に当たるときは、当該期日の4日前の日）</u></p>
<p>(削る)</p>	<p>(6) <u>受益証券発行信託の受益証券について、保管振替機構において受益者の報告が行われる場合は、当該受益者を確定するための期日の3日前の日（当該期日が休業日に当たるときは、当該期日の4日前の日）</u></p>
<p>4 (略)</p> <p>(呼値)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>4 (略)</p> <p>(呼値)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>4 呼値は、<u>配当含み(配当(剰余金の配当をいう。))には、投資信託受益証券及び外国投資信託受益証券の収益分配、投資証券及び外国投資証券の金銭の分配並びに受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券の信託財産に係る給付金を含む。以下同じ。)</u>とする。</p> <p>5～8 (略)</p>	<p>4 呼値は、配当含みとする。</p> <p>5～8 (略)</p>
<p>(株式の併合後の有価証券を対象として売買を開始する期日)</p> <p>第18条の2 <u>有価証券の売買につき、株式(優先出資、受益権及び投資口を含む。)の併合後の有価証券を対象として売買を開始する期日は、当取引所が定める。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(取得対価の変更期日等)</p> <p>第19条 発行会社に対して取得を請求することができる旨又は発行会社が一定の事由が生じたことを条件として若しくは株主総会の決議により取得することができる旨の定めがある内国法人の発行する株券について、<u>取得対価の変更(取得請求期間の中断を含む。以下同じ。)</u>として、<u>新たな取得対価により売買を行う期日(以下「取得対価の変更期日」という。)</u>、<u>外国株預託証券について、表示株式数(1預託証券に権利が表示される株式の数をいう。以下同じ。)</u>の変更として、<u>新たな表示株式数により売買を行う期日(以下「表示株式数の変更期日」という。)</u>は、当取引所が定める。</p>	<p>(取得対価の変更期日等)</p> <p>第19条 発行会社に対して取得を請求することができる旨又は発行会社が一定の事由が生じたことを条件として若しくは株主総会の決議により取得することができる旨の定めがある内国法人の発行する株券について、<u>取得対価の変更として、新たな取得対価により売買を行う期日(以下「取得対価の変更期日」という。)</u>、<u>外国株預託証券について、表示株式数の変更として、新たな表示株式数により売買を行う期日(以下「表示株式数の変更期日」という。)</u>は、当取引所が定める。</p>
<p>(売買の停止)</p> <p>第21条 当取引所は、次の各号に掲げる場合には、当取引所が定めるところにより、有価証券の売買を停止することができる。</p>	<p>(売買の停止)</p> <p>第21条 当取引所は、次の各号に掲げる場合には、当取引所が定めるところにより、有価証券の売買を停止することができる。</p>

(削る)

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)

(公開買付期間中における自己買付け)

第25条 施行令第12条第2号及び同第14条の3の7第5号に規定する金融商品取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けは、当取引所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

- (1)～(3) (略)
- (4) 有価証券ミニ投資(取引参加者があらかじめ選定した銘柄に係る第15条に規定する売買単位に満たない有価証券について、株式会社証券保管振替機構の振替制度を利用して行う定型的な方法による売買をいう。以下同じ。)に係る買付け
- (5)～(14) (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成21年11月16日から施行する。
- 2 平成21年11月15日以前に行われた有価証券の売買に係る決済については、なお従前の例による。
- 3 この改正規定施行の際、現に改正前の第21条第1号の規定により売買の停止が行われている場合については、なお従前の例による。

(1) 上場有価証券の発行者が株式(優先出資、受益権及び投資口を含む。)の併合を行う場合又は株式の分割と同時に単元株式数を増加し若しくは単元株式数についての定款の定めを設ける場合で、当取引所が必要があると認める場合

- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)

(公開買付期間中における自己買付け)

第25条 施行令第12条第2号及び同第14条の3の7第5号に規定する金融商品取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けは、当取引所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

- (1)～(3) (略)
- (4) 有価証券ミニ投資(取引参加者があらかじめ選定した銘柄に係る第15条に規定する売買単位に満たない有価証券について、保管振替機構の振替制度を利用して行う定型的な方法による売買をいう。以下同じ。)に係る買付け
- (5)～(14) (略)

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(普通取引における顧客の受渡時限) 第12条 (略) (削る)</p>	<p>(普通取引における顧客の受渡時限) 第12条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日に成立した普通取引については、顧客は、当該売買成立の日から起算して5日目の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。 (1) 取引所の定める配当落又は権利落の期日 (2) 内国法人の発行する株券について、新たな取得対価により売買を行う期日として取引所の定める期日及び外国株預託証券について、新たな表示株式数(1預託証券に権利が表示される株式の数をいう。)により売買を行う期日として取引所の定める期日 (3) 外国株券等について、取引所の定める権利預り証付売買の最終日の翌日(取引所の休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。) (4) 第1号に定める期日以外の日で、内国法人の発行する株券、優先出資証券又は投資証券について、株式会社証券保管振替機構(以下「保管振替機構」という。)において社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律75号。以下「振替法」という。)に基づく総株主通知(総優先出資者通知及び総投資主通知を含む。)が行われる場合は、当該総株主通知に係る株主(優先出資者及び投資主を含む。)を確定するための期日の3日前(取引所の休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日(当該期日が取引所の休業日に当たるときは、当該期日の4日前の日) (5) 投資信託受益証券について、保管振替機構において受益者登録請求の取次ぎが行われる場合、当該受益者を確定するための期日の3日前の日(当該期日が取引所の休業日に当たるときは、当該期日の4日前の日) (6) 受益証券発行信託の受益証券について、保管振替機構において受益者の報告が行われる場合、当該受益者を確定するための期日の3日前の日(当該期日が取引所の休業日に当たるときは、当該期日の4日前の日)</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、取引参加者が受託に際し、株式会社日本証券クリアリング機構(以下「クリアリング機構」という。)が定める決済時限までの間の日時を別に指定した場合には、顧客は、その日時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。</p>	<p>3 前2項の規定にかかわらず、取引参加者が受託に際し、株式会社日本証券クリアリング機構(以下「クリアリング機構」という。)が定める決済時限までの間の日時を別に指定した場合には、顧客は、その日時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。</p>

(DVP決済を利用する場合の顧客の受渡し)
第14条 当日決済取引、普通取引又は発行日決済取引における有価証券の売買の委託について、顧客と取引参加者との合意により、株式会社ほふりクリアリング(以下「ほふりクリアリング」という。)の業務方法書に規定するDVP決済を利用する場合には、顧客は、それぞれ第11条、第12条第1項又は前条第1項に定める日のほふりクリアリングが定める決済時限(普通取引又は発行日決済取引に係る有価証券の引渡しについては、合意に際して取引参加者が指定したクリアリング機構が定める決済時限までの間の日時)までに、ほふりクリアリングに有価証券を引き渡し又は資金を支払うものとする。
2 顧客が前項の規定に基づき有価証券の引渡し又は資金の支払いをした場合は、当該有価証券の引渡し又は資金の支払いは、第11条、第12条第1項又は前条第1項の売付有価証券の交付又は買付代金の交付とみなす。

(保管振替機構等の規則の適用)
第17条 内国法人の発行する株券、優先出資証券、内国法人の発行する新株予約権証券、投資信託受益証券又は投資証券の売買の受託に関する契約については、この準則に定めるもののほか、株式会社証券保管振替機構(以下「保管振替機構」という。)が定める株式等の振替に関する業務規程に基づき取引参加者と顧客との間で締結される契約によるものとする。
2・3 (略)

(口座振替による受渡し)
第18条 取引参加者は、顧客から、内国法人の発行する株券、優先出資証券、内国法人の発行する新株予約権証券、投資信託受益証券又は投資証券の売買の委託を受けたときは、当該顧客のために社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。以下「振替法」という。)に基づく口座を設定し、売付け又は買付けに係る有価証券の受渡しを、その口座との間の振替により行うものとする。ただし、振替法に基づく顧客の他の口座との間の振替により有価証券の受渡しを行う場合は、この限りでない。
2・3 (略)

(信用取引による有価証券又は金銭の貸付けの弁済期限)

(DVP決済を利用する場合の顧客の受渡し)
第14条 当日決済取引、普通取引又は発行日決済取引における有価証券の売買の委託について、顧客と取引参加者との合意により、株式会社ほふりクリアリング(以下「ほふりクリアリング」という。)の業務方法書に規定するDVP決済を利用する場合には、顧客は、それぞれ第11条、第12条第1項若しくは第2項又は前条第1項に定める日のほふりクリアリングが定める決済時限(普通取引又は発行日決済取引に係る有価証券の引渡しについては、合意に際して取引参加者が指定したクリアリング機構が定める決済時限までの間の日時)までに、ほふりクリアリングに有価証券を引き渡し又は資金を支払うものとする。
2 顧客が前項の規定に基づき有価証券の引渡し又は資金の支払いをした場合は、当該有価証券の引渡し又は資金の支払いは、第11条、第12条第1項若しくは第2項又は前条第1項の売付有価証券の交付又は買付代金の交付とみなす。

(保管振替機構等の規則の適用)
第17条 内国法人の発行する株券、優先出資証券、内国法人の発行する新株予約権証券又は投資証券の売買の受託に関する契約については、この準則に定めるもののほか、保管振替機構が定める株式等の振替に関する業務規程に基づき取引参加者と顧客との間で締結される契約によるものとする。
2・3 (略)

(口座振替による受渡し)
第18条 取引参加者は、顧客から、内国法人の発行する株券、優先出資証券、内国法人の発行する新株予約権証券又は投資証券の売買の委託を受けたときは、当該顧客のために振替法に基づく口座を設定し、売付け又は買付けに係る有価証券の受渡しを、その口座との間の振替により行うものとする。ただし、振替法に基づく顧客の他の口座との間の振替により有価証券の受渡しを行う場合は、この限りでない。
2・3 (略)

(信用取引による有価証券又は金銭の貸付けの弁済期限)

<p>第46条 信用取引による売付有価証券又は買付代金の貸付けの弁済期限は、貸付けの日の翌日（取引所の休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）とし、その3日前（取引所の休業日を除外する。）の日までに弁済の申し出をしない場合は、逐日（取引所の休業日を除外する。）これを繰り延べるものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成21年11月16日から施行する。</p> <p>2 平成21年11月15日以前に行われた有価証券の売買に係る顧客の受渡時限については、なお従前の例による。</p>	<p>第46条 信用取引による売付有価証券又は買付代金の貸付けの弁済期限は、貸付けの日の翌日とし、その3日前（取引所の休業日を除外する。）の日までに弁済の申し出をしない場合は、逐日（取引所の休業日を除外する。）これを繰り延べるものとする。</p>
---	---

立会外市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(決済日) 第4条 立会外取引は、次の各号のいずれかの日に決済を行うものとする。 (1) (略) (2) 売買契約締結の日から起算して4日目(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日</p> <p>(顧客の受渡時限) 第18条 (略) (削る)</p> <p>2 前項第2号の規定にかかわらず、取引参加者が受託に際し、株式会社日本証券クリアリング機構(以下「クリアリング機構」という。)が定める決済時限までの間の日時を別に指定した場合には、顧客は、その日時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成21年11月16日から施行する。 2 平成21年11月15日以前に行われた有価証券の売買に係る決済については、なお従前の例による。</p>	<p>(決済日) 第4条 立会外取引は、次の各号のいずれかの日に決済を行うものとする。 (1) (略) (2) 売買契約締結の日から起算して4日目(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日(業務規程第10条第3項各号に掲げる日の売買については、5日目の日)</p> <p>(顧客の受渡時限) 第18条 (略) 2 前項第2号の規定にかかわらず、<u>受託契約準則第12条第2項各号に掲げる日に成立した立会外取引については、顧客は、当該売買成立の日から起算して5日目の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。</u></p> <p>3 第1項第2号及び前項の規定にかかわらず、取引参加者が受託に際し、株式会社日本証券クリアリング機構(以下「クリアリング機構」という。)が定める決済時限までの間の日時を別に指定した場合には、顧客は、その日時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。</p>

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(発行日決済取引の期間)</p> <p>第3条 規程第10条第4項に規定する当取引所 が定める日は、当取引所が特に必要があると認め てその都度定める場合を除き、<u>株式会社証券保管 振替機構</u>（以下「<u>保管振替機構</u>」という。）にお いて新株券、新優先出資証券又は新受益証券に 係る新規記録が行われる日の3日前（休業日を 除外する。以下日数計算において同じ。）の日と する。</p> <p>(売買の中断)</p> <p>第5条 規程第11条第3項及び同第12条第2 項第2号に規定する売買が中断された場合とは、 規程第21条各号の規定により売買の停止が行 われた場合をいう。</p> <p>(売買の取消し)</p> <p>第9条 規程第13条第1項の規定により行う売 買の取消しは、次の各号に定めるところによる。 (1) 過誤のある注文を発注した取引参加者 は、過誤のある注文により次のa及びbに定め る数量を超える売買が成立し、当該売買の決済 が極めて困難である場合には、規程第21条第 4号の規定により売買が停止された時、立会外 市場に関する業務規程及び受託契約準則の特 例第11条第5号の規定により立会外取引に 係る売買が停止された時又は規程第32条の 規定により当該過誤のある注文について公表 された時のいずれか早い時から、原則として6 0分を経過するまでの間に限り、当取引所の定 める様式により、売買の取消しの申請を行うこ とができる。 a・b (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(売買の取消しの範囲)</p> <p>第10条 規程第13条第1項に規定する当取引 所が定める売買は、過誤のある注文に係る売買 が最初に成立した時から規程第21条第4号の 規定により売買の停止が行われた時（売買の停 止が行われなかった場合にあつては、規程第3 2条の規定により当該過誤のある注文について 公表された時）までに成立したすべての売買(当 該過誤のある注文が発注された銘柄の売買に限 る。)とする。</p>	<p>(発行日決済取引の期間)</p> <p>第3条 規程第10条第4項に規定する当取引所 が定める日は、当取引所が特に必要があると認め てその都度定める場合を除き、保管振替機構に おいて新株券、新優先出資証券又は新受益証券 に係る新規記録が行われる日の3日前（休業日 を除外する。以下日数計算において同じ。）の日 とする。</p> <p>(売買の中断)</p> <p>第5条 規程第11条第3項及び同第12条第2 項第2号に規定する売買が中断された場合とは、 規程第21条第2号から第5号までの規定によ り売買の停止が行われた場合をいう。</p> <p>(売買の取消し)</p> <p>第9条 規程第13条第1項の規定により行う売 買の取消しは、次の各号に定めるところによる。 (1) 過誤のある注文を発注した取引参加者 は、過誤のある注文により次のa及びbに定め る数量を超える売買が成立し、当該売買の決済 が極めて困難である場合には、規程第21条第 5号の規定により売買が停止された時、立会外 市場に関する業務規程及び受託契約準則の特 例第11条第5号の規定により立会外取引に 係る売買が停止された時又は規程第32条の 規定により当該過誤のある注文について公表 された時のいずれか早い時から、原則として6 0分を経過するまでの間に限り、当取引所の定 める様式により、売買の取消しの申請を行うこ とができる。 a・b (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(売買の取消しの範囲)</p> <p>第10条 規程第13条第1項に規定する当取引 所が定める売買は、過誤のある注文に係る売買 が最初に成立した時から規程第21条第5号の 規定により売買の停止が行われた時（売買の停 止が行われなかった場合にあつては、規程第3 2条の規定により当該過誤のある注文について 公表された時）までに成立したすべての売買(当 該過誤のある注文が発注された銘柄の売買に限 る。)とする。</p>

(配当落等の期日)
第12条 規程第18条第1項に規定する配当落等の期日は、次の各号に定める日とする。
(1) (略)
(2) 普通取引
権利確定日の2日前の日(権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の3日前の日)とする。

(株式の併合後の有価証券を対象として売買を開始する期日)

第12条の2 規程第18条の2に規定する株式の併合後の有価証券を対象として売買を開始する期日は、次の各号に定める日とする。

(1) 当日決済取引
当該併合の効力発生の日(当該併合の効力発生の日が休業日に当たるときは、当該併合の効力発生の日翌日)とする。

(2) 普通取引
当該併合の効力発生の日3日前の日とする。

(取得対価の変更期日等)
第13条 規程第19条に規定する取得対価の変更期日及び表示株式数の変更期日は、次の各号に定める日とする。

(1) (略)
(2) 普通取引
旧条件最終適用日の2日前の日(旧条件最終適用日が休業日に当たるときは、旧条件最終適用日の3日前の日)とする。

(売買の停止)
第14条 規程第21条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。
(削る)

(1) (略)
(2) (略)
(3) (略)

(取消しの可能性の周知が必要と認める場合)
第15条 規程第21条第4号に掲げる場合の売買の停止は、原則として、過誤のある注文により、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める数量を超える売買が成立した場合に行うものとする。

(1)・(2) (略)

(配当落等の期日)
第12条 規程第18条第1項に規定する配当落等の期日は、次の各号に定める日とする。
(1) (略)
(2) 普通取引
権利確定日の3日前の日(権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日前の日)とする。

(新設)

(取得対価の変更期日等)
第13条 規程第19条に規定する取得対価の変更期日及び表示株式数の変更期日は、次の各号に定める日とする。

(1) (略)
(2) 普通取引
旧条件最終適用日の3日前の日(旧条件最終適用日が休業日に当たるときは、旧条件最終適用日の4日前の日)とする。

(売買の停止)
第14条 規程第21条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。

(1) 規程第21条第1号に掲げる場合の売買の停止は、原則として、当該併合又は分割等の効力発生の日4日前の日から当該併合又は分割等の効力発生の日前日までとする。

(2) (略)
(3) (略)
(4) (略)

(取消しの可能性の周知が必要と認める場合)
第15条 規程第21条第5号に掲げる場合の売買の停止は、原則として、過誤のある注文により、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める数量を超える売買が成立した場合に行うものとする。

(1)・(2) (略)

<p>(復活のための売買)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 前項の申請について、当取引所は、次の各号のいずれにも該当する場合にこれを承認するものとする。</p> <p>(1) 過誤のある注文に係る売買が最初に成立した時から規程第21条第4号の規定により売買の停止が行われた時(売買の停止が行われなかった場合にあつては、規程第32条の規定により当該過誤のある注文について公表された時)までの間に、次のいずれかの売買(以下「連鎖取引」という。)を行っていること。</p> <p>a・b (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(復活のための売買)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 前項の申請について、当取引所は、次の各号のいずれにも該当する場合にこれを承認するものとする。</p> <p>(1) 過誤のある注文に係る売買が最初に成立した時から規程第21条第5号の規定により売買の停止が行われた時(売買の停止が行われなかった場合にあつては、規程第32条の規定により当該過誤のある注文について公表された時)までの間に、次のいずれかの売買(以下「連鎖取引」という。)を行っていること。</p> <p>a・b (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(流動性プロバイダーの義務)</p> <p>第18条 規程第27条に規定する流動性プロバイダーである取引参加者は、次の各号に掲げる義務を負うものとし、当該各号に掲げる義務を履行する旨を記載した書面を当取引所へ提出するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(流動性プロバイダーの義務)</p> <p>第18条 規程第27条に規定する流動性プロバイダーである取引参加者は、次の各号に掲げる義務を負う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
<p>付 則</p>	
<p>1 この改正規定は、平成21年11月16日から施行する。</p> <p>2 平成21年11月15日以前に行われた有価証券の売買に係る取扱いについては、なお従前の例による。</p>	

呼値に関する規則の一部改正新旧対照表

新				旧			
(気配表示による呼値の特別周知)				(気配表示による呼値の特別周知)			
第8条 (略)				第8条 (略)			
2・3 (略)				2・3 (略)			
4 第1項の気配表示は、当該呼値を表示した時から当取引所が適当と認める時間を経過するごとに、次の表に定める値幅以内の値段(直接上場銘柄(初値の決定前に限る。))における当該直接上場銘柄、事業を承継させる人的分割(分割に際し、分割する会社の株主に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。)が行われる銘柄(当取引所がその都度指定する銘柄を除く。以下「人的分割銘柄」という。)の当該株式の交付にかかる権利落後最初の約定値段(以下「権利落後始値」という。)の決定前における当該人的分割銘柄、株式無償割当て(割当てを受ける株主の有する株式と割り当てられる株式の種類が同一であるものを除く。)が行われる銘柄であって当取引所がその都度指定する銘柄(以下「株式無償割当て銘柄」という。)の権利落後始値の決定前における当該株式無償割当て銘柄及び整理銘柄に指定された銘柄のうち、当取引所がその都度指定した銘柄に係る指定後最初の約定値段の決定日(当該約定値段の決定前に限る。)までにおける当該銘柄については、当取引所が呼値の状況等を勘案してその都度定める値幅の値段)をもって更新することができる。				4 第1項の気配表示は、当該呼値を表示した時から当取引所が適当と認める時間を経過するごとに、次の表に定める値幅以内の値段(直接上場銘柄(初値の決定前に限る。))における当該直接上場銘柄、事業を承継させる人的分割(分割に際し、分割する会社の株主に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。)が行われる銘柄(当取引所がその都度指定する銘柄を除く。以下「人的分割銘柄」という。)の当該株式の交付にかかる権利落後(業務規程第21条第1号の規定により売買の停止を行う場合にあっては、売買を再開した後)最初の約定値段(以下「権利落後始値」という。)の決定前における当該人的分割銘柄、株式無償割当て(割当てを受ける株主の有する株式と割り当てられる株式の種類が同一であるものを除く。)が行われる銘柄であって当取引所がその都度指定する銘柄(以下「株式無償割当て銘柄」という。)の権利落後始値の決定前における当該株式無償割当て銘柄及び整理銘柄に指定された銘柄のうち、当取引所がその都度指定した銘柄に係る指定後最初の約定値段の決定日(当該約定値段の決定前に限る。)までにおける当該銘柄については、当取引所が呼値の状況等を勘案してその都度定める値幅の値段)をもって更新することができる。			
気配値段		値幅		気配値段		値幅	
500円未満のもの		上下	5円	500円未満のもの		上下	5円
500円以上	1,000円未満のもの	〃	10円	500円以上	1,000円未満のもの	〃	10円
1,000円	〃 1,500円	〃	20円	1,000円	〃 1,500円	〃	20円
1,500円	〃 2,000円	〃	30円	1,500円	〃 2,000円	〃	30円
2,000円	〃 3,000円	〃	40円	2,000円	〃 3,000円	〃	40円
3,000円	〃 5,000円	〃	50円	3,000円	〃 5,000円	〃	50円
5,000円	〃 1万円	〃	100円	5,000円	〃 1万円	〃	100円
1万円	〃 2万円	〃	200円	1万円	〃 2万円	〃	200円
2万円	〃 3万円	〃	300円	2万円	〃 3万円	〃	300円
3万円	〃 5万円	〃	400円	3万円	〃 5万円	〃	400円
5万円	〃 7万円	〃	500円	5万円	〃 7万円	〃	500円
7万円	〃 10万円	〃	1,000円	7万円	〃 10万円	〃	1,000円
10万円	〃 15万円	〃	2,000円	10万円	〃 15万円	〃	2,000円
15万円	〃 20万円	〃	3,000円	15万円	〃 20万円	〃	3,000円
20万円	〃 30万円	〃	4,000円	20万円	〃 30万円	〃	4,000円
30万円	〃 50万円	〃	5,000円	30万円	〃 50万円	〃	5,000円
50万円	〃 100万円	〃	1万円	50万円	〃 100万円	〃	1万円
100万円	〃 150万円	〃	2万円	100万円	〃 150万円	〃	2万円

150万円	＃	200万円	＃	＃	3万円	150万円	＃	200万円	＃	＃	3万円
200万円	＃	300万円	＃	＃	4万円	200万円	＃	300万円	＃	＃	4万円
300万円	＃	500万円	＃	＃	5万円	300万円	＃	500万円	＃	＃	5万円
500万円	＃	1,000万円	＃	＃	10万円	500万円	＃	1,000万円	＃	＃	10万円
1,000万円	＃	1,500万円	＃	＃	20万円	1,000万円	＃	1,500万円	＃	＃	20万円
1,500万円	＃	2,000万円	＃	＃	30万円	1,500万円	＃	2,000万円	＃	＃	30万円
2,000万円	＃	3,000万円	＃	＃	40万円	2,000万円	＃	3,000万円	＃	＃	40万円
3,000万円	＃	5,000万円	＃	＃	50万円	3,000万円	＃	5,000万円	＃	＃	50万円
5,000万円以上のもの			＃		100万円	5,000万円以上のもの			＃		100万円
5	(略)					5	(略)				

付 則

- 1 この改正規定は、平成21年11月16日から施行する。
- 2 この改正規定施行の際、現に平成21年11月16日改正前の業務規程第21条第1号の規定により売買の停止が行われている銘柄については、なお従前の例による。

呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(制限値幅) 第2条 (略) 2 次の各号に掲げる銘柄については、前項の規定は適用しない。 (1) (略) (2) 事業を承継させる人的分割(分割に際し、分割する会社の株主に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。)が行われる銘柄(当取引所がその都度指定する銘柄を除く。以下「人的分割銘柄」という。)の当該株式の交付に係る権利落後最初の約定値段(以下「権利落後始値」という。)の決定前における当該人的分割銘柄及び株式無償割当て(割当てを受ける株主の有する株式と割り当てられる株式の種類が同一であるものを除く。)が行われる銘柄であって当取引所がその都度指定する銘柄(以下「株式無償割当て銘柄」という。)の権利落後始値の決定前における当該株式無償割当て銘柄 (3) (略) 3・4 (略)</p>	<p>(制限値幅) 第2条 (略) 2 次の各号に掲げる銘柄については、前項の規定は適用しない。 (1) (略) (2) 事業を承継させる人的分割(分割に際し、分割する会社の株主に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。)が行われる銘柄(当取引所がその都度指定する銘柄を除く。以下「人的分割銘柄」という。)の当該株式の交付に係る権利落後(業務規程第21条第1号の規定により売買の停止を行う場合にあつては、売買を再開した後)最初の約定値段(以下「権利落後始値」という。)の決定前における当該人的分割銘柄及び株式無償割当て(割当てを受ける株主の有する株式と割り当てられる株式の種類が同一であるものを除く。)が行われる銘柄であって当取引所がその都度指定する銘柄(以下「株式無償割当て銘柄」という。)の権利落後始値の決定前における当該株式無償割当て銘柄 (3) (略) 3・4 (略)</p>
<p>(基準値段) 第3条 前条に規定する呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に定めるところによる。 (1) 内国株券(業務規程施行規則第9条第1項第1号aに規定する内国株券をいう。以下同じ。)及び内国商品信託受益証券 前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)の当該銘柄の最終値段(呼値に関する規則第8条の規定により気配表示された最終気配値段を含む。以下同じ。)とし、前日に約定値段(呼値に関する規則第8条の規定により気配表示された気配値段を含む。)がない場合その他当取引所が当該最終値段によることが適当でないと認める場合は、当取引所がその都度定める。ただし、業務規程第18条第1項の規定により定める株券の配当落等の期日(以下「配当落等の期日」という。)、<u>同第18条の2の規定により定める株式の併合後の有価証券を対象として売買を開始する期日又は同第19条の規定により定める取得対価の変更期日の基準値段は、別表「基準値段算出に関する表」により算出した値段とする。</u> (2) (略)</p>	<p>(基準値段) 第3条 前条に規定する呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に定めるところによる。 (1) 内国株券(業務規程施行規則第9条第1項第1号aに規定する内国株券をいう。以下同じ。)及び内国商品信託受益証券 前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)の当該銘柄の最終値段(呼値に関する規則第8条の規定により気配表示された最終気配値段を含む。以下同じ。)とし、前日に約定値段(呼値に関する規則第8条の規定により気配表示された気配値段を含む。)がない場合その他当取引所が当該最終値段によることが適当でないと認める場合は、当取引所がその都度定める。ただし、業務規程第18条第1項の規定により定める株券の配当落等の期日(以下「配当落等の期日」という。)又は同第19条の規定により定める取得対価の変更期日の基準値段は、別表「基準値段算出に関する表」により算出した値段とする。 (2) (略)</p>

2 (略)

付 則

1 この改正規定は、平成21年11月16日から施行する。

2 この改正規定施行の際、現に平成21年11月16日改正前の業務規程第21条第1号の規定により売買の停止が行われている場合には、なお従前の例による。

別表 基準値段算出に関する表

1 内国法人の発行する株券（第3条第1項第1号関係）

(1)・(2) (略)

(3) 株式の併合

a 株式の併合後の株券を対象として売買を開始する期日が配当落と同時の場合

$$\text{基準値段} = \frac{\text{株式の併合前最終値} - \text{配当金額}}{\text{併合比率}}$$

b 株式の併合後の株券を対象として売買を開始する期日が配当落と異なる場合

$$\text{基準値段} = \text{株式の併合前最終値} \div \text{併合比率}$$

(4) 権利落（新株予約権無償割当て（割り当てられる新株予約権証券が上場されるものに限る。））

(2) cの規定を準用する。この場合において、同c中「新株落」とあるのは「権利落」と、「新株払込金額」とあるのは「新株予約権の行使に際して払い込む金額」と、「新株割当率」とあるのは「株式1株に対し割り当てられる当該新株予約権の行使により交付される株式の数」と読み替えるものとする。

(5) (略)

2～4 (略)

(注1)・(注2) (略)

(注3) 株式の併合前最終値とは、株式の併合後の株券の売買開始の期日の前日の当該銘柄の最終値段をいう。

(注4) (略)

(注5) (略)

(注6) (略)

(注7) (略)

2 (略)

別表 基準値段算出に関する表

1 内国法人の発行する株券（第3条第1項第1号関係）

(1)・(2) (略)

(新設)

(3) 権利落（新株予約権無償割当て（割り当てられる新株予約権証券が上場されるものに限る。））

前(2) cの規定を準用する。この場合において、同c中「新株落」とあるのは「権利落」と、「新株払込金額」とあるのは「新株予約権の行使に際して払い込む金額」と、「新株割当率」とあるのは「株式1株に対し割り当てられる当該新株予約権の行使により交付される株式の数」と読み替えるものとする。

(4) (略)

2～4 (略)

(注1)・(注2) (略)

(新設)

(注3) (略)

(注4) (略)

(注5) (略)

(注6) (略)

立会外市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(立会外取引の値段)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、立会外市場特例第4条第1号に規定する日に決済を行う取引について、普通取引における業務規程第18条第1項の規定により定める配当落等の期日、同第19条の規定により定める取得対価の変更期日又は表示株式数の変更期日から、当該期日から起算して<u>4日</u>且(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日以降の普通取引の売買立会の始めの約定値段が決定される時までにおける値段は、当取引所がその都度定める。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、立会外市場特例第4条第2号に規定する日に決済を行う取引について、普通取引における業務規程第18条第1項の規定により定める配当落等の期日、<u>同第18条の2の規定により定める株式の併合後の有価証券を対象として売買を開始する期日</u>、同第19条の規定により定める取得対価の変更期日又は表示株式数の変更期日の午前8時20分から普通取引の売買立会の始めの約定値段が決定される時までにおける値段は、当取引所がその都度定める。</p> <p>(立会外取引に係る売買の取消し)</p> <p>第5条 立会外市場特例第10条第1項の規定により行う立会外取引に係る売買の取消しは、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 過誤のある注文を発注した取引参加者は、過誤のある注文により次のa又はbに定める数量を超える売買が成立し、当該売買の決済が極めて困難である場合には、業務規程第21条<u>第4号</u>の規定により売買立会による売買が停止された時、立会外市場特例第11条第5号の規定により立会外取引に係る売買が停止された時又は業務規程第32条の規定により当該過誤のある注文について公表された時のいずれか早い時から、原則として60分を経過するまでの間に限り、当取引所の定める様式により、売買の取消しの申請を行うことができる。</p> <p>a・b (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(立会外取引の値段)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、立会外市場特例第4条第1号に規定する日に決済を行う取引について、普通取引における業務規程第18条第1項の規定により定める配当落等の期日、同第19条の規定により定める取得対価の変更期日又は表示株式数の変更期日から、当該期日から起算して<u>5日</u>且(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日以降の普通取引の売買立会の始めの約定値段が決定される時までにおける値段は、当取引所がその都度定める。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、立会外市場特例第4条第2号に規定する日に決済を行う取引について、普通取引における業務規程第18条第1項の規定により定める配当落等の期日、同第19条の規定により定める取得対価の変更期日又は表示株式数の変更期日の午前8時20分から普通取引の売買立会の始めの約定値段が決定される時までにおける値段は、当取引所がその都度定める。</p> <p>(立会外取引に係る売買の取消し)</p> <p>第5条 立会外市場特例第10条第1項の規定により行う立会外取引に係る売買の取消しは、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 過誤のある注文を発注した取引参加者は、過誤のある注文により次のa又はbに定める数量を超える売買が成立し、当該売買の決済が極めて困難である場合には、業務規程第21条<u>第5号</u>の規定により売買立会による売買が停止された時、立会外市場特例第11条第5号の規定により立会外取引に係る売買が停止された時又は業務規程第32条の規定により当該過誤のある注文について公表された時のいずれか早い時から、原則として60分を経過するまでの間に限り、当取引所の定める様式により、売買の取消しの申請を行うことができる。</p> <p>a・b (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>
付 則	
1 この改正規定は、平成21年11月16日から	

施行する。

2 平成21年11月15日以前に行われた有価証券の売買に係る取扱いについては、なお従前の例による。